

準学校法人等の特例について

【現行の知事所轄学校法人に関する特例（概要）】

特例の内容	高等学校を <u>設置する</u> 知事所轄法人	高等学校を <u>設置しない</u> 知事所轄法人	根拠条文
活動区分資金収支計算書の作成省略	可	可	学校法人会計基準第 37 条
基本金明細表の作成省略	不可	可	学校法人会計基準第 37 条
徴収不能引当金の計上省略	不可	可	学校法人会計基準第 38 条
第 4 号基本金の全部又は一部を組み入れない	不可	可	学校法人会計基準第 39 条

1. 準学校法人の特例について（第 6 回の保留事項）

（1）前提

- 現行制度において準学校法人は私学助成の対象外であるため、準学校法人に対して学校法人会計基準に準拠して計算書類を作成することを義務付けしていない
- 改正私立学校法（以下、「私学法」）では、準学校法人（専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人、改正私学法 152 条第 5 項）についても、新たに学校法人会計基準により計算書類等を作成することが規定された（改正私学法 152 条第 6 項）
- 準学校法人は知事所轄学校法人に該当する

（2）論点

- 準学校法人について、知事所轄学校法人に該当するため、現行の「知事所轄法人に関する特例」と同様の特例を設けるかが論点となる

➤ 対応案

現行の「知事所轄法人に関する特例」と同様の特例を設ける

2. 会計監査人を任意設置する知事所轄学校法人の特例適用について

(1)前提

- 現行基準では、通常規模が小さい知事所轄法人に対して、事務簡素化のため、「知事所轄学校法人に関する特例」の措置が講じられている。この特例により、知事所轄学校法人は計算書類の一部書類の作成省略や、一部会計処理の適用を除外することができることとされている。
- 改正私学法では、学校法人ガバナンスのうち学校法人会計の適正確保については、公表する計算書類に第三者保証を付与することにより、学校法人の説明責任の履行を支援・強化すること¹を目的として、機関として会計監査人制度が整備された。
- 大臣所轄学校法人については会計監査人を必ず設置すること（改正私学法第 144 条第 1 項）、知事所轄学校法人は寄附行為の定めにより、任意で会計監査人を置くことができること（改正私学法第 18 条第 2 項）とされた。

(2)論点

- 会計監査人制度の目的と照らせば、会計監査人を設置する知事所轄学校法人が作成・公表する計算書類は学校法人の説明責任の履行を支援・強化するため、大臣所轄学校法人等と同様に完全な一組の計算書類・附属明細書とし、読み手の情報ニーズを満たし、比較可能性を確保することが望ましい。
- 従って、会計監査人を任意設置する知事所轄法人についても、「知事所轄法人に関する特例」の適用除外とするかが論点となる。

➤ 対応案

会計監査人を任意設置する知事所轄法人は「知事所轄法人に関する特例」の適用対象としない。

¹ 「学校法人制度改革の具体的方策について」（令和 4 年 3 月 29 日大学設置・学校法人審議会学校法人分科会 学校法人制度改革特別委員会）P11

	大臣所轄学校法人等	その他の学校法人（知事所轄）	
	会計監査人必置	会計監査人任意設置	会計監査人非設置
会計監査人	○	○	—
特例の適用	なし	なし	あり
作成する 計算書類 附属明細書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金収支計算書 ・ 活動区分資金収支計算書 ・ 事業活動収支計算書 ・ 貸借対照表 ・ 固定資産明細書 ・ 借入金明細書 ・ 基本金明細書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金収支計算書 ・ 活動区分資金収支計算書 ・ 事業活動収支計算書 ・ 貸借対照表 ・ 固定資産明細書 ・ 借入金明細書 ・ 基本金明細書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金収支計算書 （・ 活動区分資金収支計算書） ・ 事業活動収支計算書 ・ 貸借対照表 ・ 固定資産明細書 ・ 借入金明細書 （・ 基本金明細書）

カッコ書き：作成しないことができる書類

（高等学校設置知事所轄法人は活動区分資金収支計算書のみ省略可）

第五章 知事所轄学校法人に関する特例

（計算書類の作成に関する特例）

第三十七条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人（以下「知事所轄学校法人」という。）は、第四条の規定にかかわらず、活動区分資金収支計算書又は基本金明細表（高等学校を設置するものにあつては、活動区分資金収支計算書に限る。）を作成しないことができる。

（徴収不能引当ての特例）

第三十八条 知事所轄学校法人（高等学校を設置するものを除く。次条において同じ。）は、第二十八条の規定にかかわらず、徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れないことができる。

（基本金組入れに関する特例）

第三十九条 知事所轄学校法人は、第三十条第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる金額に相当する金額の全部又は一部を基本金に組み入れないことができる。